

○ 原因裁定の嘱託制度について

1 制度の概要

係属中の民事訴訟において、受訴裁判所が必要と認めたとき（＊）は、受訴裁判所は、公害等調整委員会に原因裁定を嘱託することができます。

＊ 嘱託が有効と考えられる場面

- 当事者による因果関係についての立証が不十分であるが、そのまま判断を示すことが躊躇される場合
- 当事者が費用負担できなかつたり、事案にふさわしい専門家が見つけれないなど、鑑定人を指定することが困難と考えられる場合

＊ 想定される事件例

- 排水等による水質汚濁による漁業被害が問題となっている事案
- 被害地付近での地下水汲上げによる地盤沈下が問題となっている事案
- 宅地造成工事が地盤沈下の原因として争われている事案
- 近隣工場からの汚染物質の排出による土壤汚染が問題となっている事案

（参考）公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）（抄）

第 42 条の 32 公害に係る被害に関する民事訴訟において、受訴裁判所は、必要があると認めるときは、中央委員会〔※公害等調整委員会〕に対し、その意見をきいたうえ、原因裁定をすることを嘱託することができる。

2～4（略）

2 主な流れ

① 受訴裁判所

弁護士からの申出等をきっかけとして、受訴裁判所が必要と認めた場合、公害等調整委員会へ原因裁定を嘱託する。

② 公害等調整委員会

民事訴訟手続を基礎としつつ、職権主義的手法を活かしながら手続が進行。
→ 手続を進めた結果、「裁定書」として判断を示し、受訴裁判所へ送付。

③ 受訴裁判所

訴訟手続が進行。（「裁定書」は、証拠としての活用が期待される。）

3 公害等調整委員会で取り扱った原因裁定嘱託事件

・七尾市における低周波音による健康被害原因裁定嘱託事件

(平成 25 年 (ケ) 第 3 号事件 : 平成 26 年 6 月 13 日 終結)

平成 25 年 2 月 19 日、公害紛争処理法第 42 条の 32 第 1 項に基づき、金沢地方裁判所七尾支部から、原因裁定を求める嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。石川県七尾市の住民 3 人 (原告ら) ら方に隣接する、①燃糸工場操業者 (被告) の工場に設置された燃糸機械 2 台から低周波音が発生しているかどうか及び発生した低周波音が原告ら方に到達しているかどうか、②上記①が認められた場合に、原告らに生じた心身の障害が、被告の工場に設置された燃糸機械 2 台から発生した低周波音によるものであるかどうかについて、原因裁定を求めたものである。

なお、被告の工場の燃糸機械を製造した会社が、補助参加している。

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1 回の審問期日を開催するとともに、騒音・低周波音の測定・分析・評価に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、委託業者による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成 26 年 6 月 13 日、下記のとおり因果関係が認められない旨の裁定を行い、本事件は終結した。

公調委平成 25 年 (ケ) 第 3 号

七尾市における低周波音による健康被害原因裁定嘱託事件

裁 定

(当事者の表示省略)

主 文

物件目録記載の土地上の被告の工場に設置された燃糸機械 2 台から低周波音が発生しているが、それが原告ら方に到達していることは認められない。

事 実 及 び 理 由

第 1 嘱託事項

- 物件目録記載の土地上の被告の工場 (以下「本件工場」という。) に設置された燃糸機械 2 台から低周波音が発生しているかどうか及び発生した低周波音が原告ら方に到達しているかどうか。
- 上記 1 が認められた場合に、原告らに生じた心身の障害が、本件工場に設置された燃糸機械 2 台から発生した低周波音によるものであるかどうか。

第 2 事案の概要

原告らは、本件工場に設置された燃糸機械 2 台から低周波音が発生しており、これによって原告らの心身に障害が発生したとして、金沢地方裁判所七尾支部に対し、平成 24 年 4 月 25 日付けで、被告に対して合計 9 2 4 3 万 2 0 1 3 円の損害賠償等を求める訴訟を提起した。

本件は、同支部から公害等調整委員会に対し、平成 25 年 2 月 19 日、本件訴訟に係る燃糸機械 2 台から発生する低周波音と原告らの心身の障害との間の因果関係の存否について、公害紛争処理法 4 2 条の 3 2 第 1 項に基づく原因裁定の嘱託がなされたものである。

(以下省略)

<その他の事件>

・富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件

(平成 16 年 (ケ) 第 3 号事件 : 平成 19 年 3 月 28 日 終結)

・加須市における地下水汲上げによる地盤沈下被害原因裁定嘱託事件

(平成 23 年 (ケ) 第 7 号事件 : 平成 26 年 9 月 29 日 終結)

・泉大津市における土壌汚染被害原因裁定嘱託事件

(平成 25 年 (ケ) 第 11 号事件)

・神奈川県清川村における道路工事に伴う地盤沈下等による財産被害原因裁定嘱託事件

(平成 27 年 (ケ) 第 1 号事件 : 平成 28 年 1 月 26 日 終結)

4 お問い合わせ先

総務省 公害等調整委員会事務局 総務課企画法規係
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館10階
TEL : 03-3503-8591
FAX : 03-3581-9488
e-mail : kouchoi_atmark_soumu.go.jp
「_atmark_」を「@」（半角）に置き換えてください。